

賃上げ加点を受けられるようにするには、例えば下記のような組み合わせのどれでも良し、となっている

	大企業（3%アップ）				中小企業（1.5%アップ）				
	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
基本給	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期昇給	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所定内手当	○	○	○	×	○	○	○	○	×
賞与	○	○	×	×	○	○	○	×	×
超勤	○	○	×	×	○	○	○	×	×
一時手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新入社員	○	×	×	×	○	×	×	×	×
アルバイト	○	×	×	×	○	×	×	×	×
退職社員	○	×	×	×	○	×	×	×	×
継続社員	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一人当たり平均給与	○	○	○	○	×	×	○	○	○
人件費総額	×	×	×	×	○	○	×	×	×

※1 ①が、12月17日財務大臣通知の内容。

※2 ②からは令和4年2月8日に拡がった多様な組み合わせの一例。

※3 一人当たり平均給与を出す場合、年度末或いは期末人員で割り切れば良い。継続社員限定の場合は、年度或いは暦年を通した人員と、その賃金だけを取り出して算定すれば良い。

※4 子会社がある場合、連結でも、単体でも可。

※5 賃上げ減税は②

※6 大企業の春闘の場合は、おおむね③または④で一時手当抜きが相当する。